

京都市交通局管理規程 5-2 (京都市交通局職員退職手当支給規程) の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 江草 哲史

第3条第1項中第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 職員の退職が第1項第2号又は第3号に該当する場合において、同項第2号若しくは第3号又は前項の規定により計算した額が、給料月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.5	1.0	0.6	20	32.76	21.0	21.0
2	3.0	2.0	1.2	21	34.632	22.2	22.2
3	4.5	3.0	1.8	22	36.504	23.4	23.4
4	6.0	4.0	2.4	23	38.376	24.6	24.6
5	7.5	5.0	3.0	24	40.248	25.8	25.8
6	9.0	6.0	4.5	25	42.12	26.828	26.828
7	10.5	7.0	5.25	26	43.992	29.262	29.262
8	12.0	8.0	6.0	27	45.864	31.697	31.697
9	13.5	9.0	6.75	28	47.736	34.131	34.131
10	15.0	10.0	7.5	29	49.608	36.566	36.566
11	16.65	11.1	11.1	30	51.48	39.0	39.0
12	18.3	12.2	12.2	31	53.04	40.3	40.3
13	19.95	13.3	13.3	32	54.6	41.6	41.6
14	21.6	14.4	14.4	33	56.16	42.9	42.9
15	23.25	15.5	15.5	34	57.72	44.2	44.2
16	24.9	16.6	16.6	35以上	59.28	在職1年を を増すごと に1.3を 加える。	在職1年を を増すごと に1.3を 加える。
17	26.55	17.7	17.7				
18	28.2	18.8	18.8				
19	29.85	19.9	19.9				

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この改正規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適

用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における退職に係る改正後の規程第3条第3項及び別表の規定の適用については、同項中「59.28」とあるのは「60」とし、別表は附則別表を適用するものとする。

附則別表

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.5	1.0	0.6	20	33.705	21.0	21.0
2	3.0	2.0	1.2	21	35.631	22.2	22.2
3	4.5	3.0	1.8	22	37.557	23.4	23.4
4	6.0	4.0	2.4	23	39.483	24.6	24.6
5	7.5	5.0	3.0	24	41.409	25.8	25.8
6	9.0	6.0	4.5	25	43.335	27.6015	27.6015
7	10.5	7.0	5.25	26	45.261	30.106	30.106
8	12.0	8.0	6.0	27	47.187	32.611	32.611
9	13.5	9.0	6.75	28	49.113	35.1155	35.1155
10	15.0	10.0	7.5	29	51.039	37.6205	37.6205
11	16.65	11.1	11.1	30	52.965	40.125	40.125
12	18.3	12.2	12.2	31	54.57	41.4625	41.4625
13	19.95	13.3	13.3	32	56.175	42.8	42.8
14	21.6	14.4	14.4	33	57.78	44.1375	44.1375
15	23.25	15.5	15.5	34	59.385	45.475	45.475
16	24.9	16.6	16.6	35以上	60.99	在職1年を を増すごと	在職1年を を増すごと
17	26.55	17.7	17.7			に1.3375	に1.3375
18	28.2	18.8	18.8			を加える。	を加える。
19	29.85	19.9	19.9				

(交通局企画総務部職員課)